

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 11 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 50 号
【管轄省庁】	金融庁
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 143 号）第 16 条第 1 項 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）第 29 条第 2 項
【法令のあらまし】	【金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正関係】 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における預金保険機構による借入金及び債券発行の限度額を 4.000 億円とする。 (第 5 条関係) 【犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正関係】 預金保険機構の被害回復分配金支払勘定における預金保険機構による借入金の限度額を 3 億 9.000 万円とする。 (第 1 条関係)
【改正される法令】	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成 10 年政令第 342 号） 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成 20 年政令第 192 号）